浜長保険センター安全だより

令和4年8月23日 株式会社浜長保険センター第69号 電話079-246-2561 FAX079-246-2571



今年の暑さは格別でありましたが、暦の上では、夏も終盤を迎え、 秋の足音を間近に感じるようになってまいりました。 コロナ第7波渦中で落ち着かない日々が続いておりますが、くれぐれも 健康にご留意なされ、ご活躍されますことをお願い申し上げます。





前回、路側帯、路肩、車道外側線について、少し説明しましたが、今回も引き続き、 路側帯の種類と駐停車方法について、説明したいと思います。 道路標示は、何処でもあり、これを理解しておれば、課題が多少解消すると思います。

問 路肩の意味?

答 路肩は、道路構造令や車両制限令で「道路の主要構造部を保護し、 又は車道の効用を保つため、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行 者道に接続して設けられる帯状の道路の部分をいう」と定義されています。 道路構造令という法律に「道路には車道に接続して路肩を設けるものと



こととなっています。この路肩を通行すると通行区分違反になります。



答 路側帯とは、歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用 を保つため、歩道がない道路の路端寄りに設けられた帯状 の道路の部分で、道路標示によって区画されたものです。

(道路交通法第2条)





路側帯における駐停車方法、自転車など軽車両・自動車の通行 可〇 否×)

一般路側帯	一般路側帯	駐停車禁止路側帯	歩行者用路側帯
路側帯の幅が 0.75 以下	路側帯の幅が 0.75 以上	(実線と破線)	(実線2本)
0.75m	0.75m		
自転車など軽車両通行 〇	自転車など軽車両通行 〇	自転車など軽車両通行 〇	自転車など軽車両通行 ×
単車・自動車通行 ×	単車・自動車通行 ×	単車・自動車通行 ×	単車・自動車通行 ×

